

議案第 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

1 放棄する権利の内容

市が相手方に対して有する、市営住宅使用料1,893,000円の支払い請求権

2 相手方

[Redacted]

[Redacted]

議案第 号

権利の放棄について

事件の概要

相手方の祖母である前名義人は、昭和52年(1977年)11月1日から市営 [REDACTED] (以下「本件住宅」という。)に入居していた。相手方は昭和57年(1982年)に生まれた当初から本件住宅に入居しており、その後、平成15年(2003年)1月21日に前名義人から使用権を承継した。

前名義人名義であった平成8年(1996年)10月分から家賃を滞納し、相手方も承継当初から家賃を滞納し続け、再三再四の催告にもかかわらず、それに応じなかった。

さらに、平成29年(2017年)2月には、相手方が暴力団員であることが判明したことから、市営住宅明渡請求書兼納付催告書を送付したところ、同年3月31日に退去した。

その後、相手方は行方不明となり滞納家賃の支払の催告は困難となっていたが、相手方の住所が判明したので、弁護士法人へ収納業務を委託の上、催告書を送るなどしたが一切支払いがなされなかった。

相手方の財産が不明であるほか、連帯保証人が生活保護受給者である状況の中、令和4年(2022年)4月1日に消滅時効の期間が経過し、債権回収が著しく困難であるので、権利の放棄をするものである。